



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名： 株式会社 アミューズ
代表者名： 代表取締役社長 畠中達郎
(コード:4301、東証第一部)
問合せ先： 執行役員 宮腰 俊男
(03-5457-3302)

従業員向けインセンティブプラン「株式付与ESOP信託」の導入に関するお知らせ

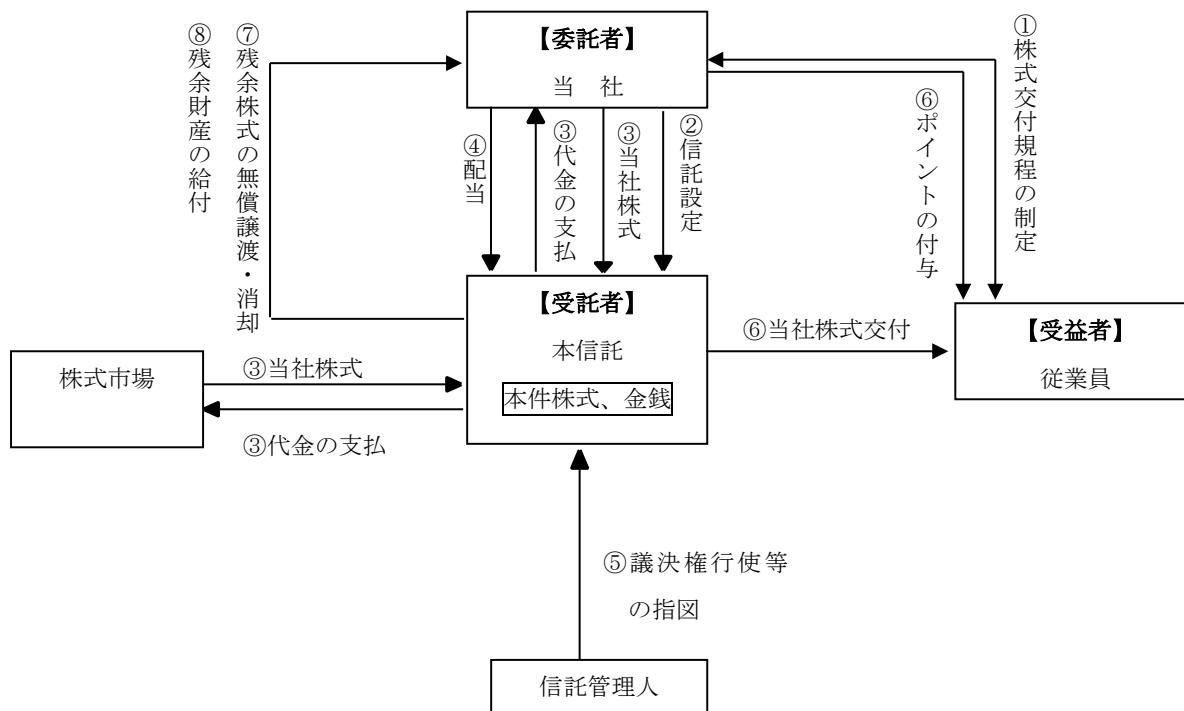
当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、従業員向けの新しいインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。なお、本制度の詳細につきましては、決定次第、あらためてお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、従業員を対象に中長期的な視点での業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることにより、企業価値の向上を促すことを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度では、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託と称される仕組みを採用します。株式付与ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の福利厚生制度の拡充を図る目的を有するものです。
- (3) 当社は、従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託(以下、「本信託」という。)を設定します。本信託は予め定める株式交付規程に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社(自己株式処分)または株式市場から予め定める取得期間内に取得します。その後、本信託は株式交付規程に従い、当社株式を在職時に無償で従業員に交付します。本信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。
- (4) 本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

2. 本制度の概要



- ①当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ②当社は、受益者要件を充足する当社従業員を受益者とする本信託を金銭で設定します。
- ③本信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。
- ④本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥信託期間中、株式交付規程に従い、一定の受益者要件を満たす従業員に一定のポイントが付与され、当該従業員に付与されたポイントに相当する株式数の当社株式が交付されます。
- ⑦信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑧本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

以上